

大槌都市計画地区計画の変更（大槌町決定）

都市計画町方津波復興拠点地区地区計画を次のように変更する。

名 称	町方津波復興拠点地区地区計画	
位 置	岩手県上閉伊郡大槌町大町及び新町の一部	
面 積	約 3.0 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、これまでも町の歴史的な中心地であり、大槌町東日本大震災津波復興計画においても、安全・安心に配慮したうえで、引き続き町の中心的市街地として復興する地区である。また、早期の市街地再生を先導するため、隣接する土地区画整理事業と共に必要な公益的な施設を整備し、商業施設及び製造業・流通業の立地を計画的に誘導し、市街地を集約するとともに、津波復興拠点となる地区である。</p> <p>津波復興拠点整備事業の事業効果を維持増進させていくと共に、適切かつ合理的な土地利用等の誘導、規制を図り、良好な都市環境と魅力的な街並みの形成、安心・安全な中心市街地の空間形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>中心市街地に必要となる公共公益的施設、商業施設及び製造業・流通業施設等の特定業務施設の再建及び立地を促進し、また、これら施設の利用者のため公益的施設の整備を行い、町の中心部を再生する都市機能の集積を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の建替え等を通じて地区の目標とする市街地の形成を図るため、建築物等の整備の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地区の健全な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途の制限を定める。 2. 地区の良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 3. 災害時の防災性を確保するため、津波復興拠点整備事業の造成工事における竣工時の地盤面の高さを維持する。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	-

地区整備計画書

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	町方津波復興拠点地区
		地区の面積	約 3.0 h a
	地区施設の配置及び規模	-	
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、本地区計画に係る都市計画決定時において既に建築されているものについてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法別表第二（り）第二号に規定する建築物。 2. 建築基準法別表第二（か）に規定する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。 3. 畜舎。ただし、ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で 15 m²以下のもの並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く。 4. 建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第二号に掲げる処理施設（産業廃棄物処理施設） 5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）第二条第六項各号に該当する店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物。 	
	建築物の敷地面積の最低限度	-	
	建築物等の高さの最高限度	-	
	壁面の位置の制限	-	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、落ち着いた色調とし、周辺の環境と調和したものとする。 2. 地盤面の高さは、津波復興拠点整備事業の造成工事竣工時の高さを維持する。 	
	垣又はさくの構造の制限	-	

「計画区域、地区整備計画区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

理由 建築基準法改正に伴い、本案のとおり地区計画を変更するものである。